

# 第6回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会

日 時 令和3年9月10日（金）

産業建設常任委員会終了後

場 所 第2委員会室

## 次 第

- 1 山田伸幸議員に対する弁明の機会の付与
- 2 審査結果について
- 3 その他

# 意見書

山陽小野田市議会政治倫理審査会  
会長 矢田松夫 殿

令和3年9月9日  
山口県山陽小野田市新有帆町19番1号

杉山晶等

現在、私の調査請求に基づいて、山陽小野田市議会政治倫理審査委員会が立ち上げられ、山田議員によるブラック企業発言及びその後の対応状況が政治倫理基準に違反するものであるか否かについて審議が行われているところであります。

政治倫理審査会においては、一定の結論が固まったことをうけて、次回、山田議員に弁明の機会を与えて処分を決するとの見通しであると伺っておりますが、この弁明の際に、参考としていただくために、下記のとおり、補足致します。

## 1 山陽小野田市に対する国家賠償請求事件の状況について

太陽産業は、山陽小野田市に対して、山田議員のブラック企業発言をめぐる、国家賠償請求事件を提起しております。

このたび、山陽小野田市議会政治倫理審査会において、山田議員のブラック企業発言、及び、この発言が事実と反すると認識したにもかかわらず、長期間にわたって放置したことは、山陽小野田市政治倫理条例第3条1号に違反するとの結論に至ったものと認識致しました。これを受けて、山田議員に対するしかるべき措置が講じられることが期待できますので、太陽産業としては、山陽小野田市議会に対する国家賠償請求事件を取り下げる予定であり、取下書を提出致しました。

以上のとおり、国家賠償請求事件については、取下げ見込みですが、これはあくまでも、政治倫理審査会の決議に基づき、然るべき処分が下されることを期待しての事であり、山田議員は、裁判の状況等を自らに有利なように曲解して、自らの行動を正当化しようとしておりますので、誤解なきように申し上げます。

なお、山田議員は、たびたび、広島高裁判決で判断が示されているなどと主張しておりますが、広島高裁判決は、あくまでも発言自体の法的責任のみを判断したものであります。政治倫理審査会においては、山田議員は、発言後に事実関係が異なることを知りながら、訂正しなかったという点を重要視しているものと理解しております。山田議員は、訂正の機会がなかったなどと議会運営委員会において述べておりましたが、太陽産業



から抗議書が送られ、調停が提起され、山田議員を被告とする裁判まで行っておきながら、訂正の機会がないということはありません。山田議員は、裁判がはじまったので、弁護士と相談して、何も対応しなかったなどと述べておりますが、裁判が起こったからといって、訂正してはならないという法律・規則等は一切存在しません。弁護士の助言についても、山田議員が依頼する弁護士の助言ですから、結局は、専門家の意見をききながら、山田議員が判断していたと評価するほかありません。山田議員は、このように不合理な弁解に終始しておりますが、委員の皆様におかれましては、山田議員の弁明にまどわされることのなきようお願いいたします。

## 2 今後の進行について

議会運営委員会は、山田議員の発言について、不穏当発言であると結論づけておきながら、現在に至るまで、何らの対応も取っておりません。この点について、先日、然るべき対応を行うよう要望書を提出した次第であります。政治倫理審査会においては、このような事態が生じることのないよう、厳粛な対応を貫徹していただきたくお願いいたします。

山陽小野田市政治倫理条例では、政治倫理審査基準に違反する行為があると認めた場合には、同7条5項において、議場における議長の注意、議場における謝罪文の朗読の措置を講じることができるとされております。山田議員が、政治倫理審査会の結論に従わない場合、地方自治法134条以下の規定に基づいて、懲罰を科していただきたく存じます。

以上